平成２１年（フ）第７８号
福島県相馬郡新地町谷地小屋字愛宕54番地
愛宕町営住宅10―Ａ
破産者　齋藤　智史
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第１８７号
福島県郡山市桜木２丁目24番15号
破産者　飯田フミ子
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２５４２号
福島県会津若松市町北町大字藤室字藤室505番地
破産者　室井　公雄
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５４３号
福島県会津若松市町北町大字藤室字藤室505番地
破産者　室井まゆみ
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５９４号
横浜市都筑区川和町2598番地３
破産者　横澤　憲一
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７３４号
横浜市磯子区洋光台５丁目５番６―501号
破産者　谷川岩太郎
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７８３号
横浜市磯子区汐見台１丁目６番地　1607棟745号
破産者　塙　　美快
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８８０号
横浜市青葉区大場町361番地59　小島ルーミーＣ―１
破産者　佐藤　康雄
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４９号
岐阜県飛騨市古川町上町145番地15
破産者　大井　博義
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第３４２号
愛知県稲沢市高御堂10丁目１番１―103号
破産者　松尾　洋子
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３６７号
愛知県安城市東端町籔崎46番地２
破産者　辻　　高良
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１１１号
三重県名張市下比奈知1795番地
破産者　冨増しづえ
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第１１２号
三重県名張市西田原716番地
破産者　上村　公一
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第１１７号
三重県名張市百合が丘東２番町15番地
破産者　坂田和可子
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２０年（フ）第４６号
大阪府豊中市上津島２―４―13、住民票上の住所兵庫県淡路市岩屋1162番地
破産者　寺下　悦弘
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第８３号
兵庫県淡路市浦1178番地16
破産者　尾﨑ふさ子
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第２３９号
山口県周南市大字徳山5523番地の13
破産者　津森　彰光
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第３０２号
愛媛県松山市味酒町２丁目17番地12　吉田ハイツ502号
破産者　中田　誠二
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４１号
福岡県久留米市梅満町1003番地１
破産者　小西　裕之
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１３６号
福岡県久留米市北野町陣屋499番地６
破産者　松林　桂子
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部